目黒区



みんなでつくる きれいなめぐろ

路上喫煙対策編

令和８年１０月１日版

ビジョン

目黒区

たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の更なる実現のために、喫煙所整備・拡充と、喫煙マナーの普及・啓発に取り組みます。
この取組は、条例(※)に則り、区・区民・事業者が一体となって「みんなで」取り組みます。

※目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例

たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境に向けた取組

1 区の喫煙ルール

区内全域で
路上喫煙禁止



2 喫煙所の整備・拡充

2-1 喫煙所業務
- 公衆喫煙所の整備・運営
- 指定喫煙所への補助





3 喫煙マナーの普及・啓発

3-1パトロール業務





3-2啓発業務





1 区の喫煙ルール

目黒区

お知らせ

令和8年10月1日から区内全域で路上喫煙が禁止

喫煙ルールまとめ

区内全域で
路上喫煙禁止

? 路上喫煙とは

道路、公園、緑道など公共の場所（区が指定した喫煙所などを除く）で喫煙することを指します。

歩行中や自転車などの運転中の喫煙、加熱式たばこの喫煙も禁止です。



公共の場所以外（私有地・私道）で喫煙する場合は、受動喫煙の防止に配慮

? 私有地・私道とは

飲食店などの敷地内にある屋外喫煙所、駐車場や自宅の庭・ベランダなどを指します。

たばこの煙が路上や近隣住宅に流れ、望まない受動喫煙につながる恐れがあるため、配慮が必要です。



公共の場所で吸い殻などのポイ捨て禁止



区環境美化キャラクター
「ポイ助」

1 区の喫煙ルール

目黒区

区の喫煙ルールのあゆみ①

ポイ捨て防止条例制定（平成15年3月）

○ 当時、たばこの吸い殻等のごみのポイ捨て行為が課題となっていました。

○ 平成14年8月に健康増進法が公布されたことを根拠に、平成15年3月、まちの環境美化を定めた条例を制定しました。

○ 区民等の努力義務として歩行喫煙等をしないことを規定しました。

モデル的に路上喫煙禁止区域を指定（平成18年12月）

○ 更なる規制強化を求める声を受け、平成18年12月に、自由が丘駅、中目黒駅周辺をモデル的に路上喫煙禁止区域として指定し、区域内での路上喫煙を規制しました。

ポイ捨て防止条例改正（平成19年11月施行）

○ 路上喫煙禁止区域の根拠規定を設けるため、条例を改正すると共に、これまで路上喫煙禁止としてきた自由が丘駅、中目黒駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定しました。

○ その後、平成20年2月から学芸大学駅周辺を、平成21年11月から都立大学駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定しました。

1 区の喫煙ルール

目黒区

区の喫煙ルールのあゆみ②

ポイ捨て防止条例改正（令和8年10月施行）

○ 令和2年4月に、「健康増進法の一部を改正する法律」及び「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行され、屋内喫煙が原則禁止となり、受動喫煙の防止がルール化されました。

○ 令和4年8月に実施された内閣府の「たばこ対策に関する世論調査」では、たばこの煙を「不快に思う」「どちらかといえば不快に思う」と回答した割合は、83.3%であり、たばこの煙を不快に思った場所は、「路上」と回答した割合が70.2%となっています。区においても、路上喫煙に関する区民の声は多く寄せられていました。

○ また、令和6年11月に実施された東京都の「受動喫煙に関する都民の意識調査」では、たばこを「毎日吸う」「ときどき吸う」と回答した割合は21.5%であり、喫煙所の確保も必要な状況となっています。

○ こうした背景を踏まえ、区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の更なる取組として、「喫煙所の整備・拡充」、「喫煙マナーの普及・啓発」の見直しを進めると共に、区内全域の路上喫煙禁止などを定める令和8年3月に条例の改正を行いました。（令和8年10月施行）

お知らせ



区内４か所で
路上喫煙禁止



区内全域で
路上喫煙禁止

2 喫煙所の整備・拡充

目黒区

▶喫煙所業務①

喫煙所について

○ 喫煙所の整備は、喫煙者の利便性向上だけではなく、喫煙場所を設ける（分煙を進める）ことで、受動喫煙を防止し、非喫煙者を含めた公共の利益に繋がる取組です。

○ 区では、分煙環境を整えるため、喫煙所の整備・拡充に取り組んでいます。

区の喫煙所について

○ 区内の喫煙所には、区が整備・運営する「公衆喫煙所」と、事業者が整備・運営し、区が指定する「指定喫煙所」があります。

○ どちらも誰もが利用できる喫煙所であり、区ではこれらを総称して「区の喫煙所」と呼んでいます。

point

区の喫煙所	誰もが使える喫煙所
＝	
公衆喫煙所	区が整備・運営
＋	
指定喫煙所	事業者が整備・運営し、区が指定

区は、令和8年10月現在、4か所の公衆喫煙所を運営しています。



＜公衆喫煙所一覧＞

喫煙所名	供用開始
学芸大学駅西口公衆喫煙所	平成26年度
中目黒駅東側公衆喫煙所	令和2年度
自由が丘しらかば通り公衆喫煙所	令和5年度
目黒権之助坂公衆喫煙所	令和8年度

2 喫煙所の整備・拡充

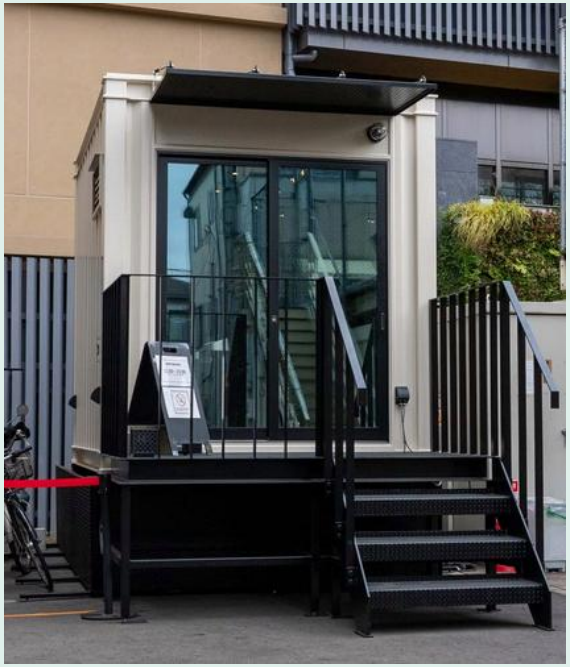
目黒区

▶喫煙所業務②

指定喫煙所に対する補助

○ 区は、公衆喫煙所の整備を進めるとともに、民間活力を生かすため、事業者に喫煙所経費の補助を実施することで、区の指定喫煙所の拡充を推進しています。

＜指定喫煙所の写真＞



＜補助一覧＞

○ 整備費補助　　上限660万円

○ 維持管理費補助　　月額5万円

○ 改修費補助　　上限330万円

URL:
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kankyouhozen/kurashi/kankyou/kitsuenjohojo.html

喫煙所への誘導

○ たばこを吸う人が、区の喫煙所を探せるように、令和7年8月から、グーグルマップ上に区の喫煙所の情報を追加しました。

URL:
https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1X4-G4Nnu7JeJEpWyE2UuBJyP9rIrkB4&ll=35.62713156673365%2C139.6865507&z=14

3 喫煙マナーの普及・啓発

目黒区

▶パトロール業務①

路上喫煙禁止啓発パトロール

○ 路上喫煙者に対する指導、私有地での受動喫煙の啓発、事業者に対する啓発を実施するため、路上喫煙禁止啓発パトロール（以下「啓発パトロール」という。）を実施しています。

○ 区内全域の路上喫煙禁止にあわせ、駅周辺を中心に実施していた啓発パトロール（目黒区シルバー人材センターに委託）を、令和8年度から区内全域に拡大しました。

○ あわせて、朝の通勤時間帯から夜間まで巡回を行うことで、啓発活動の一層の強化を図っています。

○ また、事業者（店舗等）に訪問し、啓発チラシを配布する等、事業者への啓発も取り組んでいます。

point

啓発パトロールにより、
路上喫煙の指導
受動喫煙の啓発
事業者への啓発
を実施







＜啓発チラシ＞



3 喫煙マナーの普及・啓発

目黒区

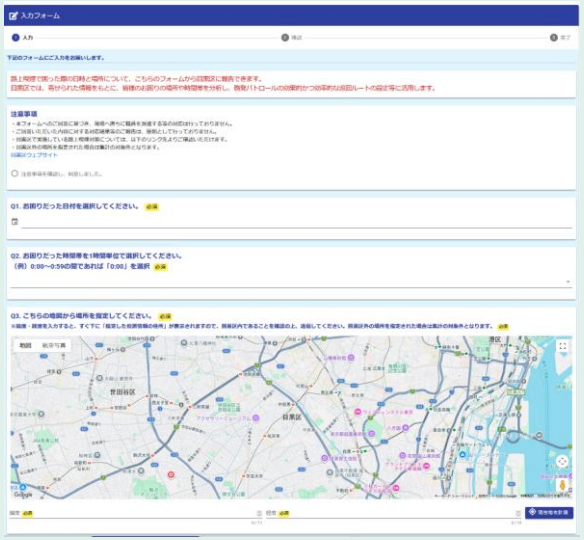
▶パトロール業務②

路上喫煙に係る効果的なパトロールのための集計フォーム

○ 限られた人員で効果的に啓発パトロールを実施するため、路上喫煙に係る効果的なパトロールのための集計フォーム（以下、「集計フォーム」という。）を開設しました。

○ 集計フォームにより、路上喫煙でお困りの場所と時間を区に報告できます。

○ 収集したデータを活用し、効果的かつ効率的な啓発パトロールを実施しています。





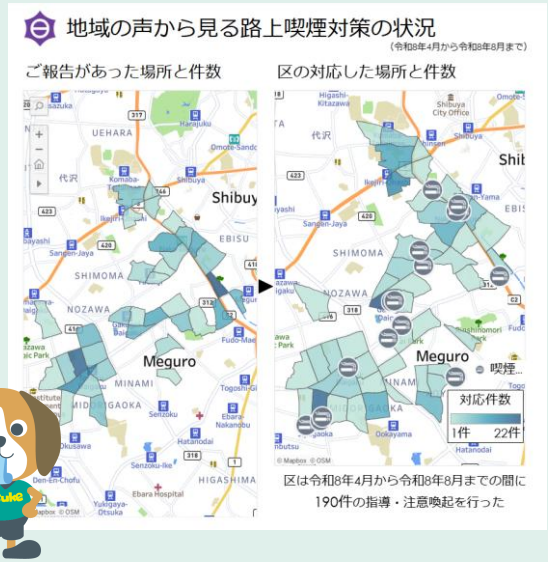
URL：
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kankyouhozen/kurashi/kankyou/rojyokitsuentaisaku3.html

路上喫煙対策の見える化

○ 集計フォームのデータと、啓発パトロールの指導実績をデータでご覧いただくことができます。

○ 区では、こうした取組により、データに基づく効果的な路上喫煙対策を進めていきます。

URL：https://public.tableau.com/app/profile/soichiro.miwa/viz/_17824369700950/2



3 喫煙マナーの普及・啓発

目黒区

▶啓発業務①

路上喫煙禁止啓発シートの配布

○ 路上喫煙でお困りの方に向けて、路上に貼付する路上喫煙禁止啓発シートの配布を行っています。

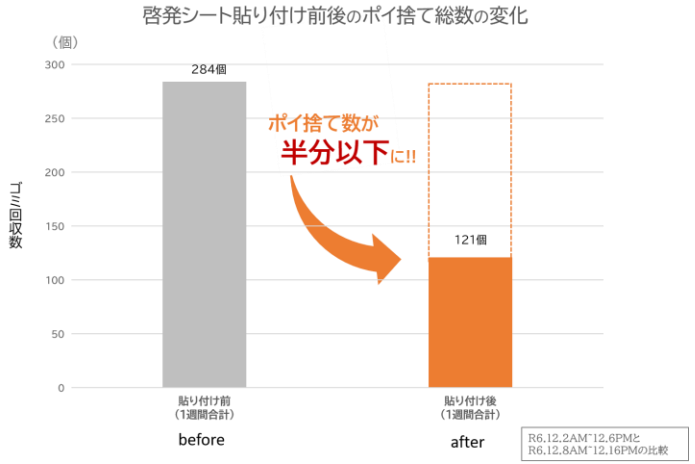
URL:
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kankyouhozen/kurashi/kankyou/keihatsuhin.html





point

効果検証(1週間比較)を行ったところ、ポイ捨て数が半数以下になりました！



URL:
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kankyouhozen/kurashi/kankyou/kouka-seat.html

電柱巻き看板の設置

○ 電柱巻き看板の設置を進めています。
令和8年度は、約400枚貼付します。





3 喫煙マナーの普及・啓発

目黒区

▶啓発業務②

路上喫煙禁止啓発用チラシ・ポスターのデータ提供

○ 路上喫煙に関する啓発用チラシ・ポスターのデータを提供しています。
必要な方は、どなたでも印刷が可能です。

URL：https://www.city.meguro.tokyo.jp/kankyouhozen/kurashi/kankyou/flyer.html





商店街と連携した啓発

○ 区では、目黒区商店街連合会と連携したポスターを作成し、
配布しました。（令和8年度1,300枚）

多くの人が訪れる場所やイベントでの啓発

○ 来街者が多く訪れる駅構内でのポスター掲示、
桜の開花にあわせた駅のデジタルサイネージへの
掲出、区内を巡回する東急バスの中刷り広告での
啓発を実施しました。

＜駅構内でのポスター掲示＞



＜デジタルサイネージ＞



＜バスの中刷り広告＞



公用車を活用した啓発

○ 区の公用車の側面に、マグネット式の啓発シートを貼付し、
条例の周知に取り組んでいます。



その他

よくあるお問い合わせ

目黒区

カテゴリ	お問い合わせ	回答
路上喫煙	罰則を設けないのか？	○ 路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。 ○ 過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収には至らないこと、また私有地（私道を含む）で過料を徴収することはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることはできないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加しているなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。 ○ また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。 ○ 目黒区では、住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで対応できると考えています。 ○ 過料の徴収は一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念のもとに区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。